

1. 条例を制定する理由と根拠について

- ・人権問題、同和問題に関する事例は、10年ほど出ていない。
- ・条例を制定する立法事実が示されていない — 条例を制定する合理性
人権侵害の実態について、科学的データが示されていない。

・条例の制定に関する法令について

- ①法令の規定に基づき定めるもの → 根拠となる法令
- ②自主的に定めるもの → 条例が必要であるという合理的な理由

憲法第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

地方自治法第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

地方自治法第2条 地方公共団体は、法人とする。

- ② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- ⑧ この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

・立法事実が示されていない について

「立法事実」とは、法律や条例の制定にあたり、必要性や正当性を示すものですが、法令に明記しなければならないわけではありません。

議会へ条例案（議案）の提案において説明資料を作成しており、その中で必要性や正当性を示しています。

第2回検討委員会で説明したように、町内において人権侵害の実態が確認されている状況を踏まえ、人権を尊重する取り組みを進めるために、条例は必要なものと考えています。

・条例を制定する理由について（条例の制定を目指す町の考え）

①人権を尊重し不平等の解消に取り組む社会の動き

国連で2015年に開催されたサミットで、SDGs（持続可能な開発目標）が定められ、その中で、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位やその他の状況にかかわらず、すべての人々に社会的・経済的・政治的に排除されず、その参画を推進することが掲げられています。

国は、平成 28 年（2016 年）に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律を制定し、差別の解消に向けて取り組みを進めています。

②町内の人権侵害の実態

四万十町における人権侵害の実態について、第 2 回検討委員会で関係各課から報告があったように、女性・子ども・高齢者・障害者等に対する人権侵害が明らかに存在しています。

人権侵害に対して、各課で対策・対応を講じるとともに、人権を尊重する意識の向上を図るための教育・啓発にも取り組んでいますが、十分とは言えません。

③条例の制定の必要性

町は、総合振興計画の施策目標に人権尊重の推進を掲げるとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において SDG s で掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて取り組むことを決めました。

誰一人取り残すことなく、町民一人ひとりの人権を尊重する（大切にする）町づくりを進めるためには、町と町民が一緒になって取り組む必要があります。

条例は、町と町民が共有するルールとして定めるものであり、人権を尊重するまちづくりを進めるうえで、条例の制定は重要であると考えます。

2. 条例の制定と住民の役割 ― 住民への規制・制限や負担について

- ・行政が、町民の内心の自由に踏み込むことがあってはならない
- ・人権を町民の心の問題に矮小化している
- ・人権の名のもとに、町民の発言や行動が押さえられかねない危険性がある
- ・条例案では、人権を踏みにじってきたのは町民と事業者のせいと聞こえなくもなく、町民や事業者に対する条例にもみえる。町自身が、これまでの反省を踏まえ、この条例に沿って取り組む姿勢が見える文言にする。
- ・町民や事業者が束縛される感じがする。

・憲法に定められている国民の義務と権利について

日本国憲法

第 3 章（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

＊権利 憲法第 11 条と第 19 条で、国民の基本的人權と思想信条の自由が規定されています。

＊義務 憲法第 12 条では、国民に自由及び権利を保持するための義務が課せられています。
憲法第 19 条では、国や自治体（立法・行政・司法）が国民の思想及び良心の自由を侵すことを禁じるとともに、国民も他人の思想及び良心の自由を侵すことを禁じています。

憲法第 19 条には「主語」がなく、第 3 章（国民の権利及び義務）に規定されていることから、国民に保障された権利であるとともに国民に課せられた義務でもあります。

憲法第 12 条で、「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」とあり、国民の権利は「他人の権利を侵害しない範囲」で保障される、と理解すべきです。

・法律に定められている国民の責務について

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

○児童福祉法

〔国民等の責務〕

第二条 全ての国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

【条例に規定する町民の役割について】

- ・ このように、国や地方自治体とともに、国民には憲法や法律で、権利とともに義務や責務が課せられています。
- ・ 条例案で規定する「町民の役割」については、すでに憲法や法律に規定にされており、新たに設けるものではありません。
- ・ 条例案は、町民に町と「協働」して人権を尊重するまちづくりに取り組んで頂きたいという願いを込めて作成しています。表現も、町が主体性を持つために、町は「責務」とし、町民は「役割」としています。

3. わかりやすい条例の作成

- ・ 分かりやすくする、やさしい日本語バージョンを作るのも一つの手ではないか
- ・ 他の市町村で、やさしい言葉で条例を作っている例があるので、参考に。
- ・ 教員が持っている小学生向けの啓発本を参考に、やさしい日本語の記述を学ぶ。
- ・ 条例は、子どもが読んでもわかるような、やさしい言葉にしてほしい。
- ・ 条例の文言をやさしい言葉にして、だれにでもわかりやすく、親しみやすいものを希望する。
- ・ 条例の文脈が、行政用語で理解しにくい。小学生から高齢者まで、簡単に意味を理解できるような文章に。

- ・ 条例の形式（スタイル）について

条例や規則の作成を担当する法務担当者と協議した結果、条例や規則には書式（決められた形式）があり、条例の文言を、子どもでも分かるやさしい言葉で、親しみやすくすることは難しいと思われます。

四万十町まちづくり基本条例では、小中学生にも読めるように、条例の原文をやさしいことばで解説しています。

四万十町まちづくり基本条例を参考に、やさしいことばで「解説版」を作成します。